

障害者自立支援給付支払等システム事業実施要綱

1 目的

障害者自立支援給付支払等システムの機能向上により障害者のサービス利用実態を的確に把握し、これを相談支援事業者等と共有することで、サービス等利用計画作成の充実・迅速化等を図るとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等に伴い、都道府県及び市町村のシステム改修に必要な所要の助成を行うことにより、制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

都道府県及び市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下、同じ。）

3 事業内容

- （１）給付実績データの集計・分析機能を付加するためのシステム改修等
- （２）制度改正等に伴うシステム改修

4 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、別に通知する「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものである。

5 その他

当該事業の対象とするシステムは以下の通りである。

- （１）都道府県等において、指定障害福祉サービス事業所情報や障害児施設給付費の受給者情報を管理し、当該情報を国民健康保険団体連合会に伝送するシステム。
- （２）市町村において、受給者情報等を管理し、当該情報を国民健康保険団体連合会に伝送するシステム。